

令和4年7月15日

高齢者介護関係の事業所団体 御中

公益財団法人テクノエイド協会

福祉用具等の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」提供のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人テクノエイド協会（以下「当協会」）では、厚生労働省老健局から受託して「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」を実施しているところですが、この度、本事業の一環として、「福祉用具等の安全利用に関する事故及びヒヤリハット情報」を収集することと致しました。

つきましては、「別添資料」をご参照いただき、貴団体の会員各位に対する周知並びに、情報提供にご協力を賜りますよう、よろしくお願い致します。

なお、本内容は当協会のホームページにも掲載し、広く情報提供を呼び掛けております。リンクなどしてご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

1. 目的

近年、在宅・施設を問わず福祉用具等を利用する機会が増加しております。本事業では、福祉用具等の利用にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」を収集し、介護現場で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するため、事例を作成し発信するものです。

2. 情報提供の方法等

本年度、情報提供を依頼する対象は、居宅の介護サービス事業者のみとさせていただきます。

別添の「福祉用具等の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」提供シートに所要の事項を（記載可能な範囲で、）記入し、電子メールにて送信してください。

既に利用している別の様式等がある場合は、その様式にて情報提供いただいても差し支えありません。

なお、情報提供いただく内容については、直近6ヶ月（令和4年1月～6月）以内に発生した事故及びヒヤリハット情報を対象とさせていただきます。

◆情報の提供先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部

・電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

3. 情報提供の受付期間

令和4年7月15日～令和4年8月20日

テクノエイド協会では、令和4年8月20日までに提供された情報を基に、事例を作成致します。

ただし、当協会では、それ以降も継続して情報収集を行いますので、8月20日以降の情報提供も受け付けています。

(本内容に関する問い合わせ)

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田・松本
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
電話番号：03(3266)6883
電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

福祉用具等の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」収集・提供について

1. 背景・目的

少子高齢化が進展するなか、75歳以上の高齢者が増加し、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯の増加、認知症高齢者の増加などが懸念され、また、介護施設等では人材の確保や負担の軽減が喫緊の課題となっています。

こうしたなか、近年、在宅・施設を問わず福祉用具や介護ロボット（以下「福祉用具等」）を使用する機会は増加しており、この度、福祉用具等の安心・安全な利用を推進する取組みを行うことと致しました。

つきましては、高齢者介護の現場で発生している（或いは「発生する恐れがある」）福祉用具等にかかわる「事故及びヒヤリハット情報」の提供を依頼し、収集情報を基に公益財団法人テクノエイド協会では、介護現場等で起こる可能性のある事故や怪我などを未然に防止するための事例を作成し、情報発信することと致しました。

事業の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

2. 情報収集とする福祉用具等の範囲

- 介護保険において福祉用具貸与・特定福祉用具販売の対象となっている福祉用具
- ロボット介護機器の開発重点分野（平成29年10月）に該当する介護ロボットとし、かつ実用的に使用されているもの（情報通信技術を利用するものも含む。）
- その他、在宅及び施設・事業所等において、使用される福祉用具等（高齢者の日常生活の便宜を図るための用具及び、介護を行う者の負担の軽減を図る用具）

3. 本事業における事故及びヒヤリハット情報の定義

- 製品に起因しない事故及びヒヤリハット（但し、あきらかに製品の整備不良や経年変化等によるもの場合は含むこととする。）
- 事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等（別添「参考」参照。）

- ・ 事故や怪我は発生していないが、起こる可能性があるもの
- ・ 福祉用具等の単体に限定せず、高齢者の生活介護の全般から、事故等に繋がる恐れがあるもの
- ・ 誰もが感じる危険な使用方法や使用場面、適用状況など
- ・ 大きな事故を未然に防ぐため、介護現場で共有すべきと考えるもの
- ・ 福祉用具等の破損や紛失、盗難は除くこととするものの、それらの事象から怪我に繋がる危険性があるものは含める

ここでいう「事故」とは、死亡又は負傷・疾病（医師の診断や治療を必要とするもの（或いは、必要となると思慮されるもの））とさせていただきます。

4. 提供方法について

(1) 提供方法

本年度、情報提供を依頼する対象は、居宅の介護サービス事業者のみとさせていただきます。

「福祉用具等の安全利用に関する「事故及びヒヤリハット情報」提供シート」に所要の事項を（記載可能な範囲で、）記入し、提供をお願いいたします。

なお、事業者より情報提供いただく内容については、直近6ヶ月（令和4年1月～6月）以内に発生した事故及びヒヤリハット情報を対象とさせていただきます。

提供シートは、当協会のホームページからダウンロードすることができます。下記のページをご覧ください。

◆福祉用具・介護ロボット実用化支援事業(安全利用の推進) ホームページ

http://www.techno-aids.or.jp/robot/jigyo.shtml#tab44_detial

◆情報の提供先 テクノエイド協会 企画部 谷田・松本

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

(2) 情報提供の受付期間

令和4年7月15日～令和4年8月20日

令和4年8月20日までに提供された情報を基に、事例を作成致します。類似する事例等が既にある場合には、事例作成は見合わせていただきます。当協会では、それ以降も継続して情報収集を行いますので、8月20日以降に情報提供いただいても差し支えありません。

(本内容に関する問い合わせ)

公益財団法人テクノエイド協会 企画部 谷田・松本

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階

電話番号：03(3266)6883

電子メールアドレス：robocare@techno-aids.or.jp

(参考)

製品に起因しない事故及びヒヤリハットの一例

○車いす

介助者が急いで開こうとして、指をシートパイプとフレームの隙間に挟んだ



車いすの操作に不慣れな人に起こりやすいヒヤリ・ハットではないでしょうか。車いすの操作の説明をする人は、このようなことが起きないように注意を促してください。操作する人は、例え急いでいても基本通りに操作し、習慣化することが大切です。

○ベッド

ベッドの高さを上げるつもりが、背上げの操作ボタンを押してしまい、バランスを崩した



立ち上がりを楽にするために、ベッドの高さを上昇させようとし、間違えて背上げの操作ボタンを押したのかもしれませんが、すぐに間違いに気がつけば大事には至らないことではありますが、パニックになってしまうことも考えられます。頻繁にこのような操作ミスが起こるときには、操作ボタンに目印を付けるなどの予防策を講じてはいかがでしょうか。

○車いすと移乗

利用者の片方の足がフットサポートからずり落ちていたが、介助者がそれに気づかず車いすを操作し、つま先をぶつけた



特に姿勢が崩れていると足の先端は介助者が思うよりもずっと先に出ていることがあります。足先は介助者からは死角になり見えないので、特に狭い場所での移動には注意しましょう。クッション・パッドを利用したり、車いすを調整するなど座位が崩れない工夫も必要です。

事故や怪我に繋がるような危険な使い方及び場面、事象等の一例

○手すりと普通ベッド

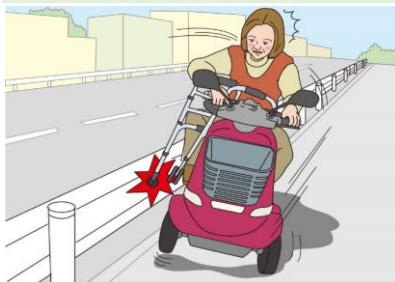
寝返りが原因でベッドから転落した際、横に設置していた床置き形手すりとベッドの隙間に挟まってしまった



床置き形手すりは、手すりの付属しない木製ベッドに組み合わせて使用されることが多くありますが、ベッドに固定されているわけではありませぬので、どうしても隙間ができてしまいます。このような隙間のリスクを認識して、危険が予想される場合は介護用のベッドを利用するなどの対応が求められます。

○電動三輪車と歩行器

外出先で使用する歩行車を運転席にのせて走行したが、車体からはみ出っていたためガードレールと接触してしまった



走行中の接触ではかなり大きな衝撃が予想されます。利用者のケガにとどまらず、歩行車への加害も考えられる危険な事例です。電動車いすは、歩行に何らかの補助が必要な人が利用するものであり、歩行補助具を積載しての走行は想定されるどころですが、歩行車の安全な積載については難しいというのが現状のようです。メーカーの開発努力が期待されるところです。

○送迎車

車いすの固定はしっかりと出来ていたが、本人が苦しいので車両のシートベルトはつけていなかった。まさか、急ブレーキがかかるとは考えていなかった



車両に乗車中のシートベルトは、一般の座席でも車いすでも同様に必要な安全装置です。車いすにも座位保持用の安全ベルトが装着されている場合がありますが、車両のものとは目的が違いますので、必ず車両のシートベルトを装着しましょう。

テクノエイド協会では、収集した情報をもとに想定される要因分析を行い、上記のような事例を作成します。

既に371事例を公開しており、詳細は協会ホームページをご覧ください。

◆福祉用具ヒヤリハット情報 <http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/>